

令和 7 年第 2 回京丹波町議会定例会（第 4 号）

令和 7 年 6 月 1 6 日（月）

開議 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 報告第 1 号 令和 6 年度京丹波町繰越明許費繰越計算書の報告について

第 3 報告第 2 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 4 議案第 4 8 号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 4 9 号 令和 7 年度京丹波町一般会計補正予算（第 1 号）

第 6 議案第 5 0 号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 5 1 号 令和 7 年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約について

第 8 議案第 5 2 号 令和 7 年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約について

第 9 議案第 5 3 号 令和 7 年度 町営バス（中型バス）購入契約について

第 1 0 議案第 5 4 号 令和 7 年度 社会資本整備総合交付金事業 除雪機械購入契約について

第 1 1 発委第 3 号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書

第 1 2 閉会中の継続調査について

第 1 3 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1 番 山 崎 裕 二 君

2 番 山 崎 眞 宏 君

3 番	畠 中 清 司 君
4 番	伊 藤 康 二 君
5 番	居 谷 知 範 君
6 番	西 山 芳 明 君
7 番	隅 山 卓 夫 君
8 番	谷 口 勝 巳 君
9 番	山 田 均 君
1 0 番	東 まさ子 君
1 1 番	松 村 英 樹 君
1 2 番	森 田 幸 子 君
1 3 番	梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町 長	畠 中 源 一 君
副 町 長	山 森 英 二 君
総 務 部 長	松 山 征 義 君
健 康 福 祉 部 長	中 川 豊 君
産 業 建 設 部 長	栗 林 英 治 君
企 画 情 報 課 長	堀 友 輔 君
総 務 課 長	田 中 晋 雄 君
財 政 課 長	山 内 明 宏 君
デジタル政策課長	田 畑 昭 彦 君
税 務 課 長	小 山 潤 君
住 民 課 長	大 西 義 弘 君
福 祉 支 援 課 長	原 澤 洋 君
健 康 推 進 課 長	宇 野 浩 史 君
子 育 て 支 援 課 長	保 田 利 和 君
医 療 政 策 課 長	中 野 竜 二 君
農 林 振 興 課 長	山 内 敏 史 君

商工観光課長	片山健君
土木建築課長	小松聖人君
上下水道課長	村田弘之君
会計管理者	谷口玲子君
瑞穂支所長	豊嶋浩史君
和知支所長	山内善史君
教 育 長	松本和久君
教 育 次 長	岡本明美君
学校教育課長	四方妃佐子君
社会教育課長	西山直人君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	樹山敬子
書 記	山本美子
書 記	松谷洋二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

早朝より傍聴、大変ご苦労さまです。

本日の会議は、健康管理のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

本会期中に、各常任委員会が開催され、提出議案等の審査が行われました。

6月12日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告等が行われました。

本日、本会議終了後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

本定例会までに受理した陳情書等をお手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、報告第1号 令和6年度京丹波町繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第3、報告第2号 令和6年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書の報告について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、報告第1号 令和6年度京丹波町繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第3、報告第2号 令和6年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題とします。

町長の報告を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今期定例会も、本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には、連日熱心にご審議いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

それでは、報告第1号 令和6年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明させてい

たきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決をいただきました一般会計で支所維持管理事業ほか、11件の2億4,677万3,000円であります。

これらに充当します財源は、国・府支出金1億1,745万8,000円、地方債1億1,380万円、諸収入150万円、災害復旧事業に係る事業分担金16万8,000円、一般財源1,384万7,000円であります。

続きまして、報告第2号 令和6年度京丹波町水道事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、翌事業年度に予算を繰り越した場合においては、議会に報告しなければならないとされているところです。

今回報告いたしますのは、水道事業会計において、翌年度に繰り越す額として、院内上豊田治水対策事業函渠工事に伴う移設工事ほか、4件の6,753万円であります。

これらに充当します財源は、企業債400万円、補償費2,900万円、損益勘定留保資金3,453万円であります。

以上、報告議案の説明といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で報告を終わります。

《日程第4、議案第48号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第48号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 住民税における特定親族特別控除の追加に伴う規定の整備ということとであります。これについてどういう内容になっているかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 今回の改正につきましては、特定扶養親族ということでございますが、これは大学生年代の扶養に関しまして、19歳から22歳までの方の収入に応じまし

て、特別控除を設けるということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） これは所得税だけではなくて住民税にも関係するものなのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 今回は住民税も関係しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 私も1点伺っておきます。

たばこ税の関係の改正でございますが、現在の重量換算と価格換算から重量換算が一本になるということでございます。施行日が令和8年ということで先のことではございますが、聞くとおるところによりますと、地方たばこ税は100億円程度の増収を見込んでおるというように聞くわけでございますけれども、本町としては、配分の関係から言うとどれぐらい増加するというように見込んでおられるのか伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 本町の見込みでございますが、加熱式たばこに限りまして、詳細なたばこのグラム数とか本町としてのデータが手元にはございませんので、見込みとしてはありませんが、1箱当たり大体40円から90円程度が上がってきますので、その約6割程度は本町に入ってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第４８号を採決します。

議案第４８号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第４８号は、原案のとおり可決されました。

《日程第５、議案第４９号 令和７年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） 日程第５、議案第４９号 令和７年度京丹波町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○１番（山崎裕二君） 事項別明細書の７ページ、８ページ、想いでつながるコミュニティ推進事業の、５ページ、６ページに飛びまして、歳入、ふるさとミライカレッジモデル実証事業補助金７５５万６，０００円全額補助ですが、今回、想いでつながるコミュニティ推進事業に関して、企画運営委託料は６５８万１，０００円計上してありますが、たしかこのモデル実証事業は１，０００万円が上限やったと思うんです。企画運営委託の充実に伴って、今後、その実証事業補助金の増額も見込んでいるのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） お答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、ふるさとミライカレッジ事業につきましては、全額１０分の１０事業の充当額となっております。現在、本町で予定をしております事業の最大の経費が、今申しました６５８万１，０００円となつてございますけれども、事業進捗によりまして、例えば拡大が見込まれる、また必要となる場合につきましては、さらに再申請で１，０００万円上限までやる可能性はあるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○９番（山田 均君） 私も、今の想いでつながるコミュニティ推進事業に関わってお尋ねしておきます。

内容について、若干、委員会でも説明を受けたわけでございますけれども、龍谷大学の学生、そういう関係からこの取組をとということでございましたけれども、具体的にこの取組というのは、いつの時期から取り組んでいくのかということと、その事業に参加をする大学生というのは何名が関わっていくのか。また、そういう大学生が一定期間、本町に滞在してこの取組をしていくということになるのか。また、企画運営委託ということでございますので、委託先というのはどういうところが委託先になるのかどうか、伺っておきたいと思います。

それから、もう１点、同じ８ページのスマート農業・農業支援サービス事業に関わってお尋ねしておきます。

今回、認定農業者と法人格を持たない団体が対象ということでございましたけれども、この事業を受けるためには、例えば、面積要件とか規模とかそういうものの基準があるのかどうか、併せて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） ８ページになります。想いでつながるコミュニティ推進事業の内容についてでございます。

議員今おっしゃいました、龍谷大学ということでございますけれども、包括的に考えますと龍谷大学、その他大学も含まれるわけでございますけれども、今年度予定しているのは、一橋大学の来町を予定しているということをまず申し上げたいというふうに思います。

それから、内容についてでございますけれども、一橋大学生の１３名が、現在の予定では８月４日から８月１０日及び９月２９日から１０月５日の１４日間、このふるさとミライカレッジ推進事業につきましては、１４日間以上の滞在を求めていますので、１４日間の滞在を予定しているというものでございます。

それから、委託事業の内容についてでございますが、まず、コーディネーターといたしまして、委託先といたしましては、官民連携組織「京丹波イノベーションラボ」がオペレーションをやるというふうに考えているところでございますし、あわせて、委託経費の中には、大学生の宿泊費、交通費、輸送費といったものも含まれているということでございます。

いずれにしても、大学生が知見とアイデア、若いエネルギーを持って、地域の課題解決に向けて取り組むということをここから発信していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 事項別明細書８ページのスマート農業・農業支援サービス事業に関係してお答えさせていただきます。

この補助事業の面積基準でございますけれども、申請する際の最低基準で、３年後の受託面積が１０ヘクタール未満がゼロ点ということで、１０ヘクタール以上になりますと加点对象となるということで、１０ヘクタール以上が望ましいということで認識しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○９番（山田 均君） 今ご答弁いただきました想いでつながる推進事業の関係ですけども、最終的には、大学生によるいろんな調査といいますか取組をしていただくということなんですけども、成果といいますか、取りまとめといいますか、結局、何をもってこの事業のまとめといいますか成果を判断することになるのか、その点を伺っておきます。

それから、スマート農業の関係なんですけども、３年後に１０ヘクタール以上ということでございましたけども、これも予定されておりますトラクター、コンバイン、両方ともそういう基準なのかどうか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 想いでつながるコミュニティ事業の成果ということでございますが、この事業につきましては、２件、中間報告会と最終報告会を実は求めてございます。定量的な成果指標といったものも考えていくべきだと思いますけども、この報告会におきまして、課題となっている地域の皆様と大学生、それからオペレーションした者同士が議論をして成果を導き出すというようなことになってございますので、その辺りから成果が導き出されてくるというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 認定農業者さんがトラクターでございまして、３年後、５ヘクタール追加して１３ヘクタール、そして、団体さんがコンバインということで、３年後、５ヘクタール追加して約１７ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○１０番（東まさ子君） 私も、想いでつながるコミュニティ事業の関係ですけど、今、課長が課題となっている地域の皆様ということをおっしゃったと思うんですけども、これは地

域をどこか限定しているのかお聞きをしたいと思います。

また、事前の説明では、道の駅に300万人が来ているということで、町内への観光誘導が大事ということで説明がされていて、栗・黒豆等資源がありながら、ニーズに合ったコンテンツについて調査もされるのかなと受け止めたのですけれども、やはりこういう期間をかけて来ていただくということになると、京丹波町の町民の生活実態も含めた調査研究も必要なのではないかなというふうに思っていて、今回はこういう観光誘導策ということを中心にされていくのか。もっと生活実態も含めた奥深い調査研究がされるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 今議員おっしゃった3点の質問につきましては、全て関連しております。お答えにつきましては関わってくることでございます。

まず、議員おっしゃるように大きな総枠で言いますと、今年だけではなく、今後、大学生と地域の課題を結んでいくということを考えておりまして、今年はふるさとミライカレッジ推進事業というのを充当いたしまして、テストマーケティング、いわゆる試行していくということで、今おっしゃった道の駅「京丹波 味夢の里」からこの地域に観光客を誘導していく策を地域の皆様と考えていくテストマーケティングを今年度はしていく。そのことで、大学生と地域の方々との結びつきを今年からスタートして図っていくということを目的としております。

ひいては、来年度以降、GREEN GREEN ACADEMYというような名前も実はつけておりますけれども、地域の課題、例えば人口減少によりまして自治会活動に困っているとか、地域の農地維持に困っているといったようなことにつきましても、いずれはそういったマッチングでもって、課題解決に向けた道筋を模索するというところでございます。

今年度は、観光誘導策というのは試行という形で考えているところでございまして、今後広げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 片山課長、明快な答弁でした。

東議員、追質問ありますか。

○10番（東まさ子君） ありません。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今、課長から相関という言葉が出てきましたけど、まさにこの取組の

端緒になるのが関係人口かなというふうに思うんです。前回、一般質問で、地方創生支援官の話がありまして、関係人口のことで要望していることもあるということですが、地方創生支援官とこの事業の関わりといったところをどういうふうに見積もっているのか、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 議員お見込みのとおりでございます。この事業の中間報告並びに最終報告の前は、やはり現在、就任をいただいております地方創生支援官の皆様にもご助言をいただいて、この事業に深みを持たせて、さらに効果を上げていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

議案第49号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決すること
に賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第50号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について～日程第10、議案第54号 令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 除雪機械購入契約について》

○議長（梅原好範君） これより、日程第6、議案第50号 京丹波町議会議員及び京丹波町

長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議案第54号令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 除雪機械購入契約についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 続きまして、本日追加提案させていただきます議案について説明させていただきます。

議案第50号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、それぞれ条例根拠としております公職選挙法施行令及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を受けまして、選挙運動用ビラ作成等の選挙公営費及び投票管理者等の報酬額を改めるものであります。

議案第51号 令和7年度道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約につきましては、既存の施設改修及び新築棟の整備など再整備工事として、掛谷・水谷特定建設工事共同企業体と5億7,750万円で契約を締結しようとするものです。

議案第52号 令和7年度京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調整備工事請負契約につきましては、体育館空調設備工事として、株式会社須知建設と5,647万1,800円で契約を締結しようとするものです。

議案第53号 令和7年度 町営バス（中型バス）購入契約につきましては、現在、丹波バス事業所管理の町営バスのうち、老朽化等による車両の更新を行うもので、町営バスとして使用する中型バス1台を有限会社野村自動車工業から2,329万8,000円で購入するものであります。運行路線としては、丹波地域を予定しております。

議案第54号 令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 除雪機械購入契約につきましては、除雪用タイヤドーザ1台を志摩機械株式会社京丹波営業所から1,813万7,900円で購入するものであります。本庄地内に保管し、冬季には和知北部地域で使用する予定であります。

以上、追加議案の提案説明といたします。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は、日程順にお願いします。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、議案第50号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、物価高騰への対応として、いわゆる選挙公営に係る基準単価等の見直しによるもの。加えて、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に基づき、昨今の選挙の執行状況等を考慮し、投票管理者など各報酬額を改正するもので、いずれも条例の根拠としております上位法の改正に伴うものでございます。

議案書1枚めくっていただきまして、新旧対照表1ページをご確認ください。

まず、第1条関係、京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条では、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に改正するものです。

第11条では、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に改正するものです。

施行日は公布の日からとし、今年度の町長・町議会の選挙執行から適用することとなります。

次に、新旧対照表3ページ、第2条関係、京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例では、別表において定めるそれぞれの選挙執行に関わってお世話になっております投票管理者から期日前投票所の投票立会人までの報酬額につきまして、少ない額では1,200円、最も多い額では1,700円の引上げをするものでございます。この報酬額は、本年7月に執行予定の参議院議員通常選挙以降の選挙において適用することとしており、施行日は公布の日からとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） それでは、議案第51号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事につきましては、中規模の木造建築を行うものでございまして、適切で確実な施工技術力を有しているかを確認する観点から、価格評価と技術提案評価による総合評価方式一般競争入札により決定したものであり、契約期間を議会の議決を得た日から令和8年3月31日までとして落札者と契約を締結するものであります。

本整備工事の目的としましては、道の駅「瑞穂の里・さらびき」の再整備基本計画に基づきまして、開業以来約２５年余りが経過をし、施設の老朽化が課題である店舗の再整備としまして、既存施設の改修と併せまして新築棟の建築を行い、飲食施設、物販店舗の全体をリニューアルすることで、出荷される地元農業者ですとか加工事業者など、地域経済の拠点としての機能を強化するものであります。

また、当該道の駅は、地域のランドマークとして、主に阪神地域からの玄関口として集客をしておりまして、さらに、本町の資源である食や自然、健康、癒やしを提供するべく再整備をするものでございます。

添付図面といたしましては、資料１に今回の位置図を添付してございます。続いて、資料２といたしましては、工事概要を添付しております。ご覧のとおり、敷地面積につきましては４，１５５．６２平米、延べ床面積は、既存改修施設が４４６．４８平米、新築施設が２７０．１５平米となります。

続きまして、資料から３－１から３－５としまして、Ａ３サイズの図面を５枚添付させていただきます。

資料の内容につきましては、右上に資料番号を記載しておりまして、まず、資料３－１が配置図となります。朱書きの線で囲われた範囲が今回の工事範囲を示すものでございます。

それから、次ページ、資料３－２は、新築棟の立面図、断面図でございます。

続いて、３－３が新築棟の平面詳細図となっております。

資料３－４は、既存棟の現況と改修後の平面図となります。見ていただいた左側が現況、右側が改修の図面となっております。

資料３－５は、既存棟改修の展開図となっております。

あわせて、資料４につきましては、入札結果表となっているところでございます。

以上、議案第５１号 令和７年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育長（四方妃佐子君） 議案第５２号 令和７年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約につきまして、補足説明を申し上げます。

町立蒲生野中学校の体育館につきましては、快適で安心安全な学校活動はもとより、社会体育施設としても広く住民に利用されております。また、二次避難所として指定されている施設であります。今回、自立型ガスヒートポンプエアコンの整備によりまして、災害時など

電源喪失時においても稼働できる冷暖房空調設備となります。また、近年、夏場における熱中症対策が喫緊の課題となる中、子どもたちの安心安全かつ快適な環境での学びを推進するため、また、丹波地域における中核的な避難施設として機能強化を図るため、株式会社須知建設と5,647万1,800円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、今回の空調設備に当たっては、断熱対策としてガラス面への断熱フィルム加工を行うこととしております。重ねて、輻射式空調機器、輻射パネルを併用することによりまして、ランニングコストの軽減を図りたいと考えております。また、ガスヒートポンプエアコンの整備によりまして、ガスを保管することとなるため、災害時における炊き出し場を整備し、防災機能の拡充を図ることとしております。

説明資料といたしまして、資料1に整備いたします工事の概要を添付しております。

続いて、資料2といたしまして、空調システムの概要、また、資料3、4といたしまして、体育館の平面図及び断面図、最後に、入札結果表につきましても添付しておりますので、ご確認ください。

なお、工事概要等につきましては、先日の全員協議会で説明しましたとおりでございます。

以上、議案第52号についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 議案第53号 令和7年度 町営バス（中型バス）購入契約についての補足説明を申し上げます。

本町のバス車両は、現在、中型バス5台、小型バス9台、ワゴン車5台の合計19台を保有しております。

今回購入いたします車両は、45人乗りの中型バス1台を購入するもので、配車につきましては丹波バス事業所を予定しております。

車両購入により廃車を予定しています対象車両は、丹波バス事業所の購入後15年が経過した61人乗り中型バスでございます。

契約内容については提案説明のとおりであり、説明資料として、購入します車両仕様書等概要、購入車両のデザインイメージの資料、配備します同型の車両写真、入札結果表を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、補足説明とさせていただきます。ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 議案第54号 令和7年度 社会資本整備総合交付金事業

除雪機械購入契約についての補足説明を申し上げます。

本町の和知北部地域の除雪作業につきましては、現在、８トン級の除雪機を除雪委託業者に貸与し実施をしておりますが、狭小な道路区間の通行が不可能のため、一部の区間を通行可能な機械を所有している別業者に委託、もしくは、町で所有しております２トン除雪車に乗り換えて実施をしております。

今回購入いたします除雪機械は５トン級サイズで、プラウ除雪板でございますが、この幅が８トン級の除雪車と比べ短縮がされており、狭小な道路区間の除雪作業が可能となり、効率よく作業実施ができるものです。５トン級の除雪機械購入により、８トン級の除雪機械は和知地域の別路線に、２トン除雪車につきましては京丹波町本庁にそれぞれ再配備する予定としています。

なお、５トン級除雪機械の納車時において、販売業者による機械操作説明会を除雪委託業者を交えて実施をいたします。

契約内容につきましては、提案説明のとおりであり、説明資料といたしましては、購入いたします除雪機械概要、除雪機械導入予定機械のイメージ写真等の資料、入札結果表を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

議案第５４号の補足説明を終了させていただきます。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） これより、議案第５０号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○１番（山崎裕二君） 今回、物価高騰を考慮した改正ということで、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスター、それぞれ大体１．０８４倍になっているかと思います。前回の選挙で、候補者のビラ作成の平均単価でありますとか最低価格・最高価格、同じく、ポスターに関しましても、候補者の平均価格、最低価格・最高価格に関して、分かっていたら答弁をお願いします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 申し訳ございませんが、今、その資料を持ち合わせておりませんので、最低・最高につきましてはお答えすることができませんので、ご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 私も1点伺っておきます。

今回、それぞれ選挙に関わる費用の引上げがされたわけでございます。国の法改正に伴うものということでございますが、今のこの状況を見ておりますと、いろいろなものがどんどん上がっていくという中で、今回の改正された金額は、町独自での見直しというようなことはできないのかどうか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 条例改正の根拠としておりますのは、法の基準ということでございまして、条例改正につきましてはそれを根拠に改正をさせていただいております。

公選法では、政令等に定める額の範囲内という規定がございますので、その範囲内で設定をするということは可能かと思いますが、本町の場合は、先ほど申し上げましたように、法改正を根拠としておりますので、この額で改正をさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

議案第50号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 技術提案評価の結果を見ますと、企業及び技術者の実績として、落札業者に同種工事の実績があったとして1点、そして、技術者の実績及び管理能力に関しましても同種の工事の実績があったとして1点という配点が付けられておりますが、その同種工事の実績について、どのようなものであったのかお示してください。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） このたび、落札をいたしました掛谷・水谷特定建設工事共同企業体、JVですけれども、そのうちの代表企業であります掛谷工務店の同種工事の実績といたしますのは、この企業が所在します茨木市の近くの阪南市にあります医療法人の医療関係施設の整備が同等工事、同規模であったというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですが、1点は、総合評価方式ということで、今回そういう取り入れをされてるんですけども、それに伴いますいろんな関係する資料について、議案に付随するものと思いますが、その資料が配付されていないというのはどういう理由なのか、1点伺っておきます。総合評価ということでございますので、総合評価をした基準の書類でございますので、それによって落札者が決まるわけでございますから、重要な書類だと思うんですけども、なぜそういうものがこの議案と一緒に資料として配付されないのか、1点伺っていきます。

もう1点は、今回、現在の施設に食堂を増築をすることになるんですが、阪神方面からのお客の来場を目指してということになりますと、当然、駐車場そのものが食堂を建てることによって現在よりも狭くなるというように思いますが、駐車場などの確保というのはどのように考えておられるのかということ。

それから、既存の施設も改修するということになっております。いろんな品物の配置の関係については、今後、農産物の部会の方など、現場の職員との意見というのはどのような反映をされるように考えておられるのか。

また、阪神方面の玄関口と位置づけるということでございますが、ただ単なるこちら側の思いだけでは、なかなか来てもらえないということもあるわけで、どのような働きかけを考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

あわせて、25年たっておるということでございますが、途中で売場面積の拡張という工事をしたと思うんですけれども、何年頃にどれぐらいの面積を拡張したのか、併せてお尋ねしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田委員、3点目の既存施設についての質問が不明確でした。いま一度、ただしてください。カウントを1とします。

○9番（山田 均君） 売場面積が広がるので、その品物の配置、農産物とかどこにどういうものを置くかということを、現場の職員と農産物の販売部会の方との調整といいますか、そういうものもされるのかどうかというのをお尋ねしたと思います。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） まず、1点目でございます。総合評価方式の結果表についてでございますが、まず、この総合評価方式に当たりましては、学識者を含みます候補者選考委員会というのを公で設置をいたしまして、公平公正に専門知識でもって行ったということでございます。この技術提案評価の結果表といいますのは、もう既に、その直後に町ホームページで広く一般公表をしているというところでご理解賜りたいと存じます。

続いて、2点目でございます。駐車場の関係でございますけれども、現在の道の駅「瑞穂の里・さらびき」の駐車場だけで考えているということではなく、やはりグリーンランドみずほ全体の広さの中で、道の駅「瑞穂の里・さらびき」がグリーンランドの中の施設と相関関係を持って機能していくということを考えていくところでございますので、例えば、ガーデンロッジみずきの辺りの駐車場との関係性も考えまして、動線を導いていきたいと考えておりますので、駐車場につきましても、汎用性高く使って取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、既存棟の改修につきましての配置でございます。まず、ございました農産物等の配置につきましても、もう既に農産物の出荷者団体に、まずどのようになるのかという説明をさせていただいておりますし、今後も、この部会の皆様とどのような配置が望ましいのかというのは、運営者でありますグリーンランドみずほ株式会社、それから、出荷者の団体、町も一緒になって議論を重ねてつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、阪神地方からのお客様へのPRということでございますが、やや、現在では、SNS、いわゆるホームページ、ウェブを使った発信に少し劣っているところがございますので、さらにそういったところをてこ入れをいたしまして、阪神地方、また、より多くの広いところからの誘客を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、既存棟の拡張した部分についてでございますが、手元に詳細資料がございませんので、詳細は承知しかねておりますけれども、平成22年頃に拡張工事を行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 今回の総合評価方式で、価格評価点70点、技術提案評価点が30点という割合になっておるんですけども、この7対3という対比は、何を基準にして決められたのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） これにつきましては、その他の事例ですとか他自治体の事例、それから一番参考にいたしましたのは、新庁舎の建設、また、たんばこども園の建設の総合評価方式の技術提案の比率で7対3としているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 町長に1点伺っておきます。

今、課長のほうから価格評価70点と技術提案評価30点ということで、庁舎とかこども園を参考にしたということでございますが、本町の場合、令和7年度の当初予算でも基金を取り崩して、もう半分になるというような財政厳しい状況の中、やはり住民からすれば、入札の価格というのは非常に私は大きいと思いますし、例えば、80点对20点とかそういうような価格にもっとウエートを置くような考え方はなかったのかどうか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） いろんな考え方があろうかと思いますが、今、課長が説明したとおりでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 基本計画に基づいて今回の整備もされるということになっております。今回の事業費の中にもマスターズハウスのトイレの改修とかいろいろあって、これまでもいろんな整備がされてきた経過があるんですけど、サウンディング調査もされての事業

実施になってると思うんですけども、さらに改修する部分は、道の駅「瑞穂の里・さらびき」の中であるのかどうか、1点お聞きしたい。

それから、資料3-3の新築棟の建築についてであります、いろいろと事業をしていくのに大切なことなんですけど、利用をどのくらい見込んでこの計画になったのか、併せてお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 国税庁が示します木造建築の事業所の耐用年数といえますのは25年となっております。このたび、道の駅「瑞穂の里・さらびき」を改修しました後には、おおむね25年間は耐用できるということでございますので、そのように活用してまいりたいと考えております。

それから、資料3-3の部分の利用者の予定でございますが、これにつきましても、基本計画に収支シミュレーションということをやっております、ご来場いただくお客様の数も、令和8年度以降は15万3,000人余りを来客のシミュレーションとして見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 片山課長、さらに改修する部分はあるかとの問いがありましたけれども、それが公園全体を指してるのか、ちょっと分からないんですけども、答弁ありましたらお願いします。

片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） もちろん、道の駅「瑞穂の里・さらびき」につきましては、耐用年数のとおりでございますけれども、グリーンランドみずほ内の各施設につきましては、ご多分に漏れずといいますか、老朽化が進んでいるものもございますので、さらに改修・維持・補修ということをしていく必要があるものはあるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 実績は言っていたんですけど、15万人というのは飲食の目安を言ってもらったんですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○10番（東まさ子君） それから、会議室というのがあるんですけど、具体的にはどのような会議に利用されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 新築棟の平面図にあります会議室についてでございます。これは、もちろん社員スタッフによります経営会議ですとか、協議・議論の機会をこれからは多く持って、やはり経営の向上を目指していくということがございますので、会議室を設けているものでもございますし、あわせまして、多くの出荷者の皆様が休憩をされたりとか協議をされたりという場面にも活用していきたいと、配置を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

西山君。

○6番（西山芳明君） 1点お伺いいたします。

今回新築になります、軽食コーナーといいますか飲食ブースなんですけど、木造ということで、再度確認をしたいと思うんですが、町内産の木材の使用率についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 今回のこの工事につきましては、庁舎ですとかこども園と同等に、町内産木材を極力使用するという事になっておりますけれども、ただ、この木材の使用量が、構造材、仕上げ材を合わせますと62.7立米となっておりますので、庁舎に対比しましても少量でございますので、町内産材で全て賄えるの見越して、現在検討しているところでございます。

ちなみに、この庁舎につきましては989立米、こども園につきましては553立米でございますので、今回が62.7立米とかなり少量となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 資料2の工事概要に、機械設備工事一式とあります。資料4の工事概要に機械設備工事一式が2段あります。その1段と2段の違いを教えてくださいのと、外構工事は一式となっておりますが、大体、外構工事はどのような工事なのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 資料4の機械設備工事一式は誤記でございます。おわびを申し上げまして、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、外構工事につきましては、建物周りの植栽を一部やり替えるということですよ

か、それから、新たに車の区画線の配置をし直すということがございますので、そういったことがメインの外構工事になってこようかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、落札額が出ました。新しい地方経済・生活環境創生交付金、拠点整備も活用するということで価格の評価が7割、そういったところもあるのかなというふうに思っておるんですが、合併特例債と今言った交付金、2つを主たる財源として行う工事というふうになっておると思いますが、今回の落札額をベースにして照らし合わせますと、同交付金の交付額は幾らになる見積りになってますか。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 交付金の額につきましては、現時点では当初予算ベースで3億3,929万円となっておりますので、落札後の額の算定につきましては、現在、鋭意進めているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） よければお聞きしたいんですけども、サウンディング調査をされて、それを基に事業を進めていくわけで、今回、請負契約が提案されているわけで、この事業はこれまで指定管理者が運営していたんですけども、指定管理者がこのままずっと続けていくのかどうか、お聞きできたらと思います。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 指定管理につきましては、かねてから申し上げてますとおり、令和7年度に新たに公募をさせていただいて、令和8年度からの指定管理者を指定するというになってございますし、公募でございますので、現グリーンランドみずほ株式会社が応募をされてくるかということもありますし、それ以外の企業が応募されてくる可能性についてはもちろんございますし、または、サウンディング調査といいますのは、この施設を運営していくのに、技術とかアイデアとか提案を持った企業を外部から探してくるという側面もございますので、そういった企業が何社か実は上がってきておりますので、そういった企業との例えばJVで応募してくるとか、また業務委託で参入されてくるとか、いろんな形態が考えられるというふうに思っておりますけど、いずれにしても、令和7年度の公募の期間にそこが決定してくるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第51号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約について、反対の立場から討論を行います。

今回提案されている契約議案は、道の駅「瑞穂の里・さらびき」の再整備工事を5億7,750万円で、掛谷・水谷特定建設工事共同企業体と契約するものであります。道の駅「瑞穂の里・さらびき」が建設されて26年が経過をしており、再整備が必要との説明もありましたが、平成11年に建設されて以降に売場面積の拡張工事も行われた経過もあります。必要に応じて必要な改修は、当然必要と考えます。今回、提案されている再整備計画に次の点を指摘するものであります。

第1点は、再整備工事に5億7,750万円を投入するもので、国の交付金や合併特例債などを活用するとしておりますが、必要最小限度の規模と予算にすべきと考えます。改修規模や内容は、食堂に会議室がどうしても必要なのか。食堂や売場を拡張して駐車場の確保はどうするのか。施設の配置から道の駅全体的に見てこれでいいのか。また、完成後の維持管理や維持費はどうするのかなども、もっと慎重に検討すべきです。

第2点は、道の駅のよさは、地元のとれとれ野菜などが魅力でもあります。道の駅農産物販売部会の会員は160人余りと聞きます。高齢化が進んでおり、農産物の出荷量も減少してきていると聞きます。現在、団塊の世代の方が中心になっているので、若い人のお荷者の確保が大きな課題と聞きます。こんな状況で売場面積だけを広げても、結局は、土産物などの物販の置場が広がっただけとなりかねません。また、阪神地域からの窓口になると言われますが、魅力がなければ道の駅を目的に来てもらえる保証はありません。

第3点は、総合評価方式で、価格評価が70点、技術提案評価が30点としていますが、令和7年度の当初予算では、基金の半分を取り崩すような町の財政状況から考えても、もっと価格評価に重きを置くべきです。技術提案などは落札業者と設計者など、関係者の協議で改善、見直しなどができるように取り組むべきと考えます。

第4点は、6月12日の全員協議会で、道の駅「瑞穂の里・さらびき」の再整備請負契約

について担当課から説明を受けまして、平面図などの説明は受けましたが、総合評価方式や選考委員会の評価結果報告書など説明はありませんでした。資料の提出を求めましたが、ホームページで見てくださいとの対応でした。落札者を決める重要な内容の書類であり、当然、請負契約議案に説明資料として配付すべきです。早くから公表していると言われますが、見ているのが当然という考え方なのか、指摘するものであります。当然、議会にも報告する責任があると考えます。住民代表の機関である議会に関係する全ての資料を提出するのは当然です。説明も十分にすべきです。この姿勢は、住民目線ではない点を指摘するものです。議案提出者としての町長の姿勢を厳しく指摘するとともに、議会軽視であることも併せて指摘し、議案第51号の反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

議案第51号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 賛成多数であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和7年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） この空調設備工事、昨年12月創設の空調設備整備臨時特例交付金を活用し、断熱工事を補助要件としてガスヒートポンプエアコンほかの整備を行う工事内容となっています。断熱工事と一口にいてもいろいろあるかと思うんですが、ガラス面に遮熱フィルムを加工する断熱工事、今回そういう説明でありましたが、同臨時特例交付金の補助要件を満たしているかの確認はどのように行ったのか、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 補助要件としましては、避難所に指定されている学校であ

ることと、断熱性が確保されていることがありまして、そちらについては確認させていただいております。

以上です。

(発言する者あり)

○議長（梅原好範君） 岡本教育次長。

○教育次長（岡本明美君） 再度、答弁をさせていただきます。

今、四方課長が申し上げました断熱対策といたしましては、遮熱フィルム以外に、屋根の塗装ですとか壁の塗装、サッシの改修、床面の対策と様々な方法がございますけれども、今回、交付金として見込ませていただいております学校施設環境改善交付金の要件といたしまして、断熱対策を行うこととなっております。具体的な指定というのはございませんでして、規模、効果、予算等を検討し、遮熱フィルムの外張りという方法を選択させていただいたところでございます。そういった交付金の要件に関しましては、逐一、京都府のほうにも確認をさせていただきまして、こういった方法を取らせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 交付金の名称を空調設備整備臨時特例交付金じゃないのと言われたような気がするんですけど、どちらがこの補助要件を満たす交付金なのか、もう一度答弁ください。

○議長（梅原好範君） 岡本教育次長。

○教育次長（岡本明美君） 先ほど山崎議員がおっしゃっていただきました空調設備整備臨時特例交付金につきましては、国が示す財源となっております、そちらが京都府のほうへ下りてまいりまして、京都府といたしましては、学校施設環境改善交付金ということで交付決定を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点お尋ねしたいんですが、今回提案されております空調設備について、ガスヒートポンプエアコンということになっておるわけでございますけれども、今回導入するエアコンで体育館全体を冷房ができるというように思うんです。先日の説明では、現在使用しているスポットバズーカも併用して使うというように説明があったと思うんですけども、今回新たに導入するガスヒートポンプエアコンで十分体育館の中が冷房ができるという

ことにはならないのかどうか。ということになれば、導入する規模といいますか台数が少ないということになるのか、ちょっとその点伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 今ご質問にありました併用についてですけれども、ガスヒートポンプエアコンのみを使う場合ですか気温や湿度、状況に応じてそれのみを使ったり、ガスヒートポンプは使わず、バズーカを使うなど、運用や状況によって考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 両方を併用するということなんですけれども、経費といいますか、当然使うことによって燃料がその分要るわけですから、そういう意味で併用するという意味なのか。本来であれば、今回提案されているガスヒートポンプエアコンで十分体育館の中が冷房ができるということではないのかどうか。併用するということは、導入するガスヒートポンプエアコンではまだ不十分ということで現在のスポットバズーカを使うということなのか。ちょっとそこら辺の両方を使うということの意味合いがどういうことでそういうことになるのか。本来なら、今回導入するので十分効果があるということであれば、特別現在あるものを併せて使わなくても、ほかへ持って行って活用するという方法もあるかと思うんですけれども、あえてそういうことで併用するということの目的といいますか、狙いといいますか、それはどこにあるのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 今回導入しますガスヒートポンプエアコンについては、それのみで冷暖房が可能でありますし、冷房機能といたしましても、それのみで十分機能を果たすものであります。併用につきましては、先ほども申し上げましたとおり、一緒に使う併用という場合と、より風を吹かせて涼しくする、体感温度を下げるという意味も併用ですし、ガスヒートポンプエアコンを使わず、その日の気温や湿度に応じて大型のバズーカを使う併用というような考えで、議員おっしゃったとおり、別の施設に持って行って使う場合等も想定をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 説明のときに聞き漏らしたかもしれんですが、設置されてからの社会教育施設としての利用というのはいつからになるのか。同時に利用できるのか。その点

お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 現在のところ、蒲生野中学校の体育館につきましては、社会体育の使用も現状ある状況でございます。利用料、また、スイッチの入れ方等も含めまして、町内ほかの施設等の件もございますので、今後慎重に検討いたしまして、早急に利用いただけるような形で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 今、課長答弁していただきました。すぐにはということではなくて、協議してからということで、大体どのぐらいで利用できるのか。分かりましたら答弁ください。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本教育次長。

○教育次長（岡本明美君） 今ございました社会施設としての利用につきましては、課長が申し上げましたが、現在、運用面について検討している状況でございます。今後、そういった施設を使用していただくためには、使用料等についても一定考えていく必要がございますので、そういったことも含めまして、今現時点ではいつからということはいずれからの整備でもございますので、はっきりと申し上げることはできないのでございますけれども、一定使用料と含めまして、運用方法についても検討をさせていただきたいと思っております。そういった形で進めていきたいと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

○2番（山崎眞宏君） 先日もお伺いしたんですが、ガス容器収納庫の件で、危険物の扱いにはならないということだったんですが、プロパンガスは何キロ保管される予定なのかお伺いいたします。図面上、6本ほど書いてあるんですが、例えば、消防法では、300キロ以上の貯蔵になれば、消防署への届けが必要になってきますので、その数量をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 現在想定しておりますのは、50キロボンベが6本程度であります。こちらで確認しておりますのは、1,000キロ以上の貯蔵等で届出の制限があるということで伺っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、蒲生野中学校体育館にガスヒートポンプエアコンの設置というのは、もちろん生徒たちの安全面ということとあわせて、防災機能も果たすということで、今回の導入をするということでございます。いわゆる二次避難所ということで、災害のときにそこに避難をするということになるんですけども、具体的には、旧町ごとにいろんな施設もあるわけで、想定としては、二次避難所としてそこへ近隣の方々が避難してくるということになるわけでございます。旧町ごとにそういう拠点の避難所を指定しておるということだと思っておりますけども、想定されている避難者の人数です。人数を設定して、それぞれの施設にエアコンなり暖房の設備を整えておくということになるかと思うんですけども、人口的に見れば、旧の丹波地域が非常に人口も多いわけで、瑞穂地域、和知地域とそれぞれあるわけでございますけども、その地域に何か所そういう二次避難所としては設定して、そこに避難していただく場合に、全ての方がそこへ来るわけではないとは思っておりますけども、今回、蒲生野中学校ということになっておりますし、ほかの学校施設についてはしないということになっておりますので、ちょっとその辺の考え方を伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 二次避難所につきましては、町内で23施設設定をしております。ハザードマップ等にも明記をさせていただいております。丹波6か所、瑞穂9か所、和知8か所でございます。

避難者数の考え方でございますが、以前から一般質問等でいただいておりますように、京都府の最大震度であります三峠断層の避難者数を想定いたしまして、避難者数の想定2,500人ということで設定をしておりますが、その避難の規模等につきまして、それぞれの避難施設を開設するという考え方でおりますので、町内で今23施設を設定しているというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○3番（畠中清司君） ただいま審議中の議案第52号 令和7年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約について、賛成の立場から討論を行います。

大規模避難施設とは、地震や津波、風水害などの大規模災害が発生した際に、多数の被災者を受け入れて、一時的に生活の場を提供するための施設であります。

大規模避難施設の定義としては、災害時に数百人から数千人規模の避難者を収容できる施設とされていて、広大な敷地、耐震・耐火性能が高く、水道・電気などのインフラが比較的確保されやすく、また、備蓄物資の保有が可能であり、トイレ、医療スペース、多目的スペースの確保もできることが大規模避難施設の特徴とされています。

蒲生野中学校屋内体育施設を大規模避難施設として、地域住民が徒歩で避難しやすいなどの立地のよさ、体育館はもとより、大人数が集まることを想定して建てられているため、避難所としての基本条件を満たしています。校庭などの屋外スペースも活用できるため、仮設トイレ、物資搬入などの用途にも対応可能であります。

今回、昨今の熱中症対策及び丹波地区における大規模避難施設である蒲生野中学校体育館にガスヒートポンプによる冷暖房空調設備を導入することにより、施設全体をむらなく効果的に温め、電源喪失時の運転、照明などに電源利用可能であります。

断熱方法として、ガラス面遮熱フィルム加工を施し、炊き出し用土間の整備、ガス取り出し口を整備することにより、避難所運営に必要なインフラが整うことになります。教職員、PTA、地域住民が協力して避難所を運営する体制が整いやすく、学校が防災教育の拠点にもなり、児童生徒を通して、家庭、地域への啓発につながり、教育機関との連携による地域防災力の向上に役立ちます。

さらなる地域防災力を強化していくことに期待して、令和7年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約について、賛成の意を表明し、討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

議案第５２号 令和７年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約
についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第５２号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は１０時４０分とします。

休憩 午前１０時２７分

再開 午前１０時４０分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第５３号 令和７年度 町営バス（中型バス）購入契約についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） ２点お尋ねしておきます。

今回提案になっております中型バスの入札の関係なんですけども、結果的に、入札結果表では、野村自動車工業だけということになっておるわけでございます。ほかの町内の関係する業者９社あるということでもございましたけども、そういう業者からの問合せというのはなかったのかどうか、１点伺っておきたいと思います。

それから、もう一つは、予定価格でございますけども、これはどういうことを基準に本町としては予定価格を決めておられるのか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 他の業者様からの問合せ等につきましては、特になかったというふうに聞いております。

それと、２点目でございますが、予定価格につきましては、メーカーからの見積りを参考にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） いろんな契約議案が提出されておるわけでございますけども、今、町営バスの関係を見ますと、予定価格と入札された金額の差が、２，０００万円からの金額に

対して2万円の違いなんです。あまりにも接近してるので、どういう形で予定価格を決められたかということでお尋ねしたんですけども、たまたまそういう金額になったということかもしれませんが、次の除雪機なんかでしたら、400万円からの差があるんです。自動車ということではありますが、本当にこれで競争入札というのが発揮できているのかどうか考えるわけですが、1社しかなかったということについては何か要因があるのかどうか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 昨年度につきましては、条件付一般競争入札という形で、町内に本店を有する者といった条件付きにしておりましたけども、今年度につきましては、一般競争入札ということで対応させていただいております。これにつきましては、入札に参加する事業者がおらず、落札者が決まらない。これを入札不調と言いますけども、そういったことや、予定価格を超えているため落札者が決まらない。これは入札不落と言いますけども、そういった可能性もあるために一般競争入札にしたところでございまして、入札をしてみますと1社になったということでございますので、そういったことで対応はさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

議案第53号 令和7年度 町営バス（中型バス）購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第５３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５４号 令和７年度 社会資本整備総合交付金事業 除雪機械購入契約についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） 今回、導入する除雪機に関わって、８トン級の除雪機は別路線へということでございましたけども、８トン級の除雪機というのは、導入後何年たっておるのかということと、耐用年数は何年ぐらいあるのかということ伺っておきたいと思います。

また、今回導入する５トン級についても、耐用年数というのは何年なのか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 現在、使用しております８トン車は平成２０年に購入しております。対応年数は７年としております。

新規の５トン除雪機につきましても、耐用年数は７年でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○９番（山田 均君） ８トン級の除雪機は平成２０年ということでございますので、耐用年数７年とすれば、十分耐用年数も過ぎてるんですけど、傷むまで使うということかもしれませんが、今後メンテナンスもあります、使用というのは何年ぐらい見込んでおるのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 現在の８トン級除雪機につきましても、可能な限り修繕等を繰り返しながら、使用してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第５４号を採決します。

議案第５４号 令和７年度 社会資本整備総合交付金事業 除雪機械購入契約についてを
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第５４号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１１、発委第３号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第１１、発委第３号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） それでは、発委第３号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書につきまして、趣旨説明を申し上げます。

女子差別撤廃条約選択議定書は、平成１１年に国連総会で決議・採択され、平成１２年に発効しておりますが、日本はまだこれを批准しておりません。選択議定書の批准に向けては、司法制度や立法政策との関連、実施体制等の課題について検討が必要であり、政府は、第５次男女共同参画基本計画において、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としております。課題の整理、環境整備に向けて、その検討を早期に進めることを強く要望するものです。

委員会で審議の上、委員の総意として、本日提案するものであります。

以上、趣旨説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） 今回提案になっております意見書の内容についてであります。結果としては、「国におかれては、その課題の整理を進めるとともに、締結への環境整備に向け、

検討を早期に進めることを強く要望する」となっておるんですけども、今回、提出を求める陳情書の内容を見ておりますと、「日本の男女平等を国際基準にするために、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准が必要です」ということで、批准を求める意見書をぜひ採択してほしいという趣旨だったと思うんです。今回提案になっている意見書の内容については、締結への環境整備に向けて、検討を早期に進めることということになってるんですけども、その陳情書の趣旨からすれば、批准を一日も早くしてほしいという内容だったと思うんですけども、そういうような文面になっていない、あえて検討を早期に進めるということにされた根拠といいますか理由というのは、どういうことからこういう内容にされたのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） 今、山田議員からご質問のありましたとおり、基本的には批准を早期に求めるということを要望されておるわけでございますけども、この件について、去る5月30日の議会運営委員会の中でもそうしたご意見が出まして、それぞれ委員会の中で検討いたしました。やはり目指すべきは、当然、早期の批准でございますけども、その早期の批准を進めるためには、まず、検討をいち早く進めなくてはいけないという、そこに一つの重きを置いて、本議会においては検討を早期に進めていただくということを主眼に置いた意見書として作成をしたものであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） ただいま提案されています女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。

女性差別撤廃は、以前から叫ばれていながら現実的な動きができていませんでした。私たちも反省するものであります。要望者の皆様の現状の説明は切実なものであり、要望を受けた議長を通して、皆様の女性差別撤廃に向けての熱い思いがひしひしと伝わってきました。

内容を審議した委員会では、さらに強く求める意見も出たものの、この要望の趣旨に対する疑義は一切なく、全委員が一致して発委を求めた経緯があります。意見書のとおり、私も強く賛成を求めて、討論を終わります。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第３号を採決します。

発委第３号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討を求める意見書を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第３号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書の字句、その他の整理については、議長に一任願います。

《日程第１２、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第１２、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第１３、議員派遣の件》

○議長（梅原好範君） 日程第１３、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第１００条第１３項及び京丹波町議会会議規則第１２８条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和７年第２回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午前１１時０５分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 畠 中 清 司

〃 署名議員 伊 藤 康 二